

2011 年 度 入 学 試 験 問 題

政治・経済

(試験時間 10：30～11：30 60 分)

1. この問題は、入学願書提出時に選択した科目の問題です。科目名を確認のうえ、解答してください。
2. 解答用紙は、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類がありますので注意してください。
3. 解答は、必ず解答欄に記入してください。なお、解答欄以外に書くと無効となりますので注意してください。
4. 解答は、HBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、マーク解答用紙には鉛筆のあとや消しきずを残さないでください。また、折りまげたり、汚したりしないでください。記述解答用紙の下敷きにマーク解答用紙を使用することは絶対にさけてください。
5. 解答用紙には、受験番号と氏名を必ず記入してください。
6. マーク解答用紙の受験番号および受験番号のマーク記入は、電算処理上非常に重要なので、誤記のないよう特に注意してください。

I 次の文章を読んで、下記の設間に答えなさい。(33点)

……日本の司法を見るとき、まず二つのことがいえるのではないか。ひとつは立法・司法・行政の三権分立とはいうが、日本の司法には立法・行政との対抗関係のなかで、市民の意思をつかみつつ法規範をつくり、民主主義政治体制を豊かなものとしていくことが、どれほど認識されているのかだ。・・・<中略>・・・裁判報道でしばしば耳にする言葉に「立法政策上の問題」がある。憲法条項と個々の立法や政府の政策との「乖離」を問題視した訴えにたいして、裁判所自ら判断することなく内閣や国会に責任を「転嫁」しているといえないこともない。

もうひとつは、司法内部における裁判官の「自立」に関係することである。
・・・<中略>・・・日本の司法でしばしば指摘されてきたのは、下級審の判決がかなり「ステロタイプ化」しており、裁判官の「独自性」がみえないということだ。実際、現職の裁判官はつぎのように語る。

「率直に言って、下級審裁判官には上級審で破られたくないという心理が非常に強いんじゃないかと思うのですね。特に高裁の裁判官は、私も高裁おりましたけれども、すぐ後ろに最高裁があるので、高裁の裁判長は、最高裁で破られることをすごく気にはしています。……およそ本末転倒だと私は思うんですけども、現実にはそういう意識が蔓延しているのが日本の裁判所じゃないかと思うんです。」(「第20回全国裁判官懇話会報告・裁判する心(司法改革の流れの中で)」2006年11月25日)

この匿名で記録されている現職裁判官の発言につづいて同様の意見が表明されている。なかには「最高裁が一番市民に応えている」との自嘲とも冗談ともつかない発言もみられるが、市民が司法にいだいている判決の「ステロタイプ化」、その意味での裁判官の「自立」への疑問は、かなり的を射ているといってよいのではないか。

こうした司法の 1 としてくくれる問題状況は、どこからうまれているのか。・・・<中略>・・・

司法の 2 という批判が展開される根本には、いったい、裁判官・裁判所がなにを守ろうとしているのか不明だとする市民の感情があるといってよい。政権の政策や国会の立法にたいして個人の将来生活が脅かされるのではないかと不安を抱く市民が多い。

・・・<中略>・・・

……司法は市民にとって「簡便」な政治や社会を変えていく制度なのだ。全国裁判官懇話会の研究会記録のなかには、一裁判官の「立法と行政は多数派のためにある。司法は少数派のためにある」という「名言」が残されている。まさに市民にこたえた司法とは、便利で使いやすい制度であるだけでなく、政治や行政に挑戦する司法であるだろう。

ところが、おおくのはあい、このような意味の 3 をそなえているとはいがたいケースがみられる。それはとりわけ、ひろい意味での日米安全保障体制に関係する係争にいちじるしい。

・・・<中略>・・・

……憲法に「自立」を保障された裁判官ではあるが、彼らは専門職業人として職責をはたすだけの条件をあたえられているとはいえない。あきらかに、裁判所の上部——本書の主題である最高裁事務総局*——からさまざまな「統制」をうけているといつてよい。

・・・<中略>・・・

人事による「統制」は、高度職業人である裁判官の心情や職責の達成に影響をおよぼさずにはおかないと。〔司法の 4 〕「顔のみえない裁判官」「ステロタイプ化された判決」といったように、さまざまな批判がくわえられているのも、その基本にかえってみれば、裁判官に官僚制的な「統制」がくわえられてきたからだといえよう。

(新藤宗幸『司法官僚 裁判所の権力者たち』(2009年 岩波新書) から。なお、出題の都合により、本文を一部省略し、「」を外した箇所があるほか、漢数字を算用数字に改めている。)

*最高裁（最高裁判所）事務総局：最高裁判所の庶務をつかさどるために置かれる事務局（裁判所法13条）。事務総長の下に、秘書課、広報課のほか、総務、人事、経理、刑事、民事、行政、家庭の各局がある。（内閣法制局法令用語研究会編『法律用語辞典』（有斐閣）から）

問1 文中の空欄（1～4）を埋めるのに最も適切な語句を選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- a. 消極性 b. 積極性

問2 下線部Aに関し、下記の文章の空欄（あ～う）を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

日本国憲法は、立法権を国会に（41条）、行政権を内閣に（65条）、そして、司法権を裁判所に属させて（76条1項）、三権分立制を採用している。これら三権相互の関係を、憲法の規定にそって、裁判所を中心に眺めてみると、具体的には以下のとおりである。

まず、裁判所は、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する」（81条）。

他方、国会は、「罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、[] あ [] で組織する弾劾裁判所を設ける」（64条）権限を有する。

また、内閣は、最高裁判所の長たる裁判官を[] い [] し（6条2項参照）、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを[] う [] する（79条1項）。下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の[] い [] した者の名簿によつて、内閣でこれを[] う [] する（80条1項）。

問3 下線部Bに関し、下記の設間に答えなさい。

- (1) 国会や内閣が高度な政治的判断に基づき、その政治的責任のもとに行う国家行為については、違憲立法審査権（違憲審査権）の対象になじまないことを理由に、裁判所が憲法判断を回避することがある。このような考え方を何というか。

(2) (1)の考え方を採用して違憲判断を回避した最高裁判決を、次の選択肢（a～e）の中から2つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- a. 砂川事件判決（1959年）
- b. 苛米地事件判決（1960年）
- c. 尊属殺人重罰規定判決（1973年）
- d. 薬事法距離制限判決（1975年）
- e. 婚外子国籍取得制限判決（2008年）

(3) (1)の考え方を広く認め、または、裁判所は直接国民を代表する地位にないことを理由に、国民の代表者で構成される国会の定めた法律を裁判所が違憲と判断するのには、よほど慎重でなければならないとする主張がある。これに対して、裁判所はむしろ積極的に違憲審査権を行使すべき場合があるとの反論をするとき、その論拠としての司法の役割について、本文の著者の考えを最もよく表していると思われる箇所を15文字以内で本文中から書き出しなさい（句読点・記号も1字に数える）。

問4 下線部Cに関し、下記の設間に答えなさい。

- (1) 次の説明文の空欄（ア～オ）を埋めるのに最も適切な語句を選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークしなさい。

日本国憲法は、裁判所だけに司法権を与え（76条1項）、特別裁判所の設置を禁止して（76条2項）、司法権の独立を保障するとともに、「すべて裁判官は、その ア に従ひ独立してその職権を行ひ、この イ 及び ウ にのみ拘束される。」（76条3項）と定めて、裁判官の職権の独立をも保障している。そして、このことを確かなものにするために、裁判官の身分を保障するいくつかの規定を設けている。たとえば、裁判官は一定の年齢に達するまでその身分と エ を保障され（79条、80条）、裁判官の懲戒処分を行政機関がすることはできない（78条）。また、最高裁判所は、裁判所の内部規律などについての オ を定める権限を有するものとされている（77条1項）。

- a. 最高裁判所
- b. 判例
- c. 信念
- d. 規則
- e. 報酬
- f. 条例
- g. 信条
- h. 法律
- i. 国際条約
- j. 良心
- k. 憲法
- l. 通達
- m. 再任

- (2) 司法権の独立を語るとき、まず想起されるのは、1891年、大日本帝国憲法下で起きた大津事件であろう。これは、大津市で一人の巡査がロシア皇太子を切りつけた事件で、この事件を担当する大審院裁判官らに対し、政府は、犯人を死刑にするよう圧力をかけたが、大審院長であった児島惟謙は、政府の圧力を排除し、この事件を担当する裁判官でなかったにもかかわらず、担当の大審院裁判官らを法律に従って裁判をするよう説得し、結局、無期徒刑（懲役）の判決がされた、というものである。このことから、児島は、司法権の独立を擁護した「護法の偉人」とよばれているのであるが、この児島の行為には問題があるとの評価もないわけではない。それはなぜか、説明しなさい。

問5 下線部Dに関し、市民が政治や社会を変えていく他の方法として、どのようなものが考えられるか、答えなさい。

問6 下線部Eに関し、司法を「便利で使いやすい制度」にすることは、司法制度を支える法曹のありかたを改革することや、主権者たる国民の司法運営への参加基盤を確立することとともに、司法制度改革審議会の最終意見書（2001年6月提出）に盛り込まれた司法制度改革の3つの柱である。これに基づいてなされた改革でないものを、次の選択肢（a～e）から、2つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- a. 法曹人口の大幅な増加を図るための法科大学院（ロースクール）の設置
- b. 裁判所や弁護士会における司法の利用相談窓口の充実と司法に関する総合的な情報提供の強化
- c. 最高裁判所の機能を国民が監視する機会としての最高裁判所の裁判官に対する国民審査
- d. 裁判官の任命手続や人事制度の見直し
- e. 檢察官の不起訴処分の当否を審査する検察審査会の設置

問7 日本の司法がさまざまに批判されるそもそもその根本には、裁判官に対する何があると、本文の著者は考えていると思われるか。10文字以内で本文中から書き出しなさい（句読点・記号も1字に数える）。

II 次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。(37点)

1. 第二次世界大戦の終結後、東西対立が激化するなか、アメリカとソ連の両大国は
核兵器の開発・製造・強力化を進める核軍拡競争に突入した。

- A 1949年 ソ連が最初の原爆実験を実施
1952年 アメリカが最初の水爆実験を実施
1953年 ソ連が最初の水爆実験を実施
1954年 アメリカがビキニ環礁で水爆実験を実施
1957年 ソ連が 1 ミサイルを開発

そして、1962年には、ソ連のミサイル基地建設・配備により、両国が一触即発の状態となる、いわゆる あ 危機が起こった。最終的にはソ連が あ からミサイルを撤去し、アメリカは あ に侵攻しないことを約束したため、事なきを得たが、市民はアメリカとソ連の全面核戦争に発展するのではないかと大いに憂慮した。

この事件をきっかけとして、両国は緊張緩和（デタント）へ向けて動き出すことになる。1963年に部分的核実験禁止条約（P T B T）が締結されたほか、とくに
B 1980年代から90年代にかけて複数の条約が締結され、その結果、米ソ間（ソ連消滅後は米ロ間）において核軍縮が徐々に進んできている。かつて両国は推計数万発以上の核弾頭を保有していたと言われている。しかし、アメリカは2010年4月に、2009年9月時点で保有する核弾頭の数が5113発であったと発表し、核弾頭数の減少を明らかにした。2009年、アメリカのオバマ大統領は、い のプラハで「核なき世界」を目指す演説を行い、翌2010年4月には同地において、オバマ大統領とロシアのメドヴェージエフ大統領が新たな核軍縮条約を締結し、米ロ双方が配備する戦略核弾頭の上限を各1550発、発効から7年以内での削減達成、削減の相互検証の義務付けなどを合意した。

このように米ソ（ロ）間では核軍縮が進んできている一方で、近年は核保有国が増加し（核拡散）、さらには、国家以外への核拡散、たとえば、C テロリストによる核テロの危険などの新たな問題の発生が懸念されるようになっている。

2. 「人類が直面している悲劇的な情勢の中、科学者による会議を召集し、大量破壊兵器開発によってどれほどの危機に陥るのかを予測し、この草案の精神において決議を討議すべきであると私たちは感じている・・・」との文章で始まるラッセル・AINSHUTAIN宣言（1955年）は、第二次世界大戦後、アメリカ・ソ連両国による核軍拡競争が過熱するなか、核兵器を人類に対する脅威と考えたバートランド・ラッセル、アルバート・AINSHUTAINをはじめとする世界各国の科学者ら_D 11名の署名を付してなされた宣言である。この呼びかけに応じて、1957年にはカナダの 2 において反核を訴える科学者の会議が開催され、この会議は科学者による核兵器禁止運動の中心的な組織となった。

他方、1960年代後半からは、国連においても核兵器についての討議がなされるようになった。E 1968年には国連総会で核拡散防止条約（NPT）が採択され、1978年に初めて開催された国連軍縮特別総会では、最終文書において核軍縮が最優先されるべきであることが確認され、1982年、1988年に開催された同特別総会では、核兵器の凍結や核戦争の防止などが議論された。さらに、1996年には、3 が「核兵器による威嚇または使用は一般的に違法」とする勧告的意見を公にし、注目を集めた。日本では、上記核拡散防止条約（NPT）が国連総会で採択された頃とほぼ同時期に、当時の 4 首相が「つくらず、もたず、もち込ませず」との非核三原則を表明し、この原則は国是、すなわち、国家の基本的な方針を示したものとして広く認識されるに至っている。

3. 核（原子力）は、現在、単なる軍事目的のみならず、平和的利用、たとえば発電のためのエネルギーとしても広く用いられている。日本で初めて原子力発電が行われたのは1963年で、茨城県東海村に建設された実験炉においてであった。当時の日本は、石炭、石油を主なF 一次エネルギーの供給源としていたが、その後の石油危機を1つの原因として、原子力などG 石油代替エネルギーの割合が拡大することになった。

しかし、他方で、原子力がこれまでに重大な事故を引き起こしてきたことも事実である。1979年にはアメリカ・ペンシルヴァニア州の 5 島で原子炉の炉心が溶融（メルトダウン）する事故が発生した。1986年には当時ソ連の う

共和国チェルノブイリ原子力発電所で爆発事故が発生、多数の死傷者が出了。しかし、この事故は周辺地域に深刻な放射能汚染をもたらした。国内でも1995年に、福井県にある高速増殖炉「もんじゅ」で火災事故が発生した。また、1999年には茨城県東海村で発生した臨界事故で作業員2名が被曝により死亡している。

問1 文中の空欄（1～5）を埋めるのに適切な語句を答えなさい。

問2 文中の空欄（あ～う）にあてはまる国を次の選択肢（a～n）のなかから選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| a. スイス | b. メキシコ | c. カザフスタン |
| d. イタリア | e. チェコ | f. シンガポール |
| g. グルジア | h. キューバ | i. バハマ |
| j. ポーランド | k. パナマ | l. ベルギー |
| m. ウクライナ | n. ベラルーシ | |

問3 下線部Aに関して、核保有国は核軍拡競争を進める理由として「核抑止論」を主張していた。この核抑止論とはどのような考え方か、50字以内で答えなさい（句読点・記号も1字に数える）。

問4 下線部Bに関して、次の問い合わせに答えなさい。

- (1) 1987年にアメリカ・ソ連間で締結された初めての核軍縮条約の名称を答えなさい。
- (2) (1)の条約を締結したときのアメリカ合衆国大統領とソ連共産党書記長の名前をそれぞれ答えなさい。

問5 下線部Cに関して、2010年4月、ワシントンでテロリストによる核テロ防止策などを話し合うことを目的として核 ア 首脳会議（サミット）が開催された。この空欄アを埋めるのに適切な語句を答えなさい。

問6 下線部Dに関して、その11名の中には日本人で唯一署名をした科学者がいた。
その科学者の氏名を答えなさい。

問7 下線部Eに関して、次の問い合わせに答えなさい。

- (1) 核拡散防止条約（N P T）について述べた次の選択肢（a～d）のうち、正しいものを1つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。
- a. イギリス、フランス、中国は1992年にこの条約に加盟した。
 - b. この条約は、核保有国から非核保有国への核兵器の売却を禁止していない。
 - c. この条約は、米ソ（ロ）英仏中の5ヶ国以外の国が核兵器を保有することを禁止する条約である。
 - d. この条約の加盟国は、国際原子力機関（I A E A）の核查察を受ける義務を負っている。
- (2) この条約の規定に基づき、その内容を見直すため、5年おきに開催されることになっており、直近では昨年開催された会議の名称を答えなさい。
- (3) 1998年には相次いで2ヶ国が核実験を実施し、核の拡散が進んだ。その国名の組み合わせとして正しいものを次の選択肢（a～f）のなかから1つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。
- a. イラン・パキスタン
 - b. イラン・北朝鮮
 - c. イラン・インド
 - d. インド・パキスタン
 - e. インド・北朝鮮
 - f. 北朝鮮・パキスタン

問8 下線部Fに関して、2008年時点での日本の一次エネルギー供給割合に関して述べた次の選択肢（a～e）のうち、正しいものを1つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- a. 原子力エネルギーの割合は、全体の20パーセントを超えている。
- b. 石炭エネルギーの割合は、全体の20パーセントを超えている。
- c. 太陽光エネルギーと風力エネルギーを合わせた割合は、全体の10パーセントを超えている。
- d. 水力エネルギーの割合は、全体の10パーセントを超えている。
- e. 一次エネルギー供給について、その割合を多い順に4つ並べると、石油、石炭、原子力、水力である。

問9 下線部Gに関して、原子力と同じく石油代替エネルギーに分類されるものとして太陽光エネルギーによる発電と風力エネルギーによる発電が挙げられる。石油による発電と比べた場合に、二酸化炭素(CO₂)を排出しない、温暖化を防げるという以外の太陽光発電と風力発電に共通するメリットを1つ、また、両者に共通するデメリットを1つ挙げなさい。

III 次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。(30点)

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱は、2008年9月の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻を契機として、世界的な金融経済危機に発展した。このリーマンショックの背景には、21世紀に入ってからの世界的な低金利のもとで、国際的な資金の流れと金融部門が急拡大したことがあった。

この危機は、1929年のニューヨーク株式大暴落で始まった世界大恐慌以来、あるいは100年に1度あるかないかといわれたが、世界大恐慌と次の点で異なる。世界大恐慌の当時は、1 のもとで、各国の金融政策の自由度が低く、景気が後退したにもかかわらず、多くの国で2 が行われた。そして3 の変動による国際収支の調整が行われず、自国通貨高による輸出の減少が不況に追い打ちをかけた。さらに、植民地を抱えた主要国は他の地域に需要が漏れないように4 しだったので、世界貿易が急激に収縮した。

これに対して、リーマンショック直後には、多くの国々で中央銀行は国際協調のもとに大幅な5 に踏み切り、政府は金融機関への6、不良債権の買い取りなどに加えて、公共投資や7 など、大規模な財政政策を発動した。また、貿易面では、リーマンショック前から域外に差別的にならないよう8 などが進められていた。

今回もアメリカでの金融危機は、金融市場を通じて他国に伝播した。当初は日本経済への影響は、アメリカ、EUに比べて相対的に小さいと考えられていた。日本の金融機関が保有するアメリカのサブプライム住宅ローン等向けの債権が、欧米の金融機関に比べて少なかったからである。

しかし、リーマンショック後の半年間の日本の株価の下落幅は、アメリカやドイツとほぼ同幅であり、しかも2009年後半からの株価の回復では日本の遅れが目立っていた。そして、ショック後の半年間の日本のGDPの落ち込み幅は、アメリカ、EU
Bに比べ相対的に大きかった。

中国では、2003年から5年連続して2ヶタ台の実質経済成長が続いてきた。2007年後半以降、景気の過熱防止、インフレ抑制のために金融引き締め策が採られ、景気が減速してきたところでリーマンショックに遭遇した。このため、同ショック直後に、

政策金利と 9 を引き下げた。そして、11月に鉄道、道路、空港などの公共投資の拡大と、これまで行われてきた銀行貸出の総量規制の撤廃などを発表した。これら_Cの政策の効果が現れ、中国の景気は回復に向かった。中国向け輸出の割合が高い国の景気の持ち直しが早かったのは、このためと考えられる。実際、プラス成長になったのは、日本が2009年4～6月期であったのに対して、アメリカ、EUでは7～9月期であった。

リーマンショックで日本の国際収支_Dは大きな影響を受けた。輸出が減少し、景気が急速に悪化した。このためもあって、外需主導経済は望ましくない、これからは内需主導だ_Eという指摘がまた台頭してきた。しかし、外需と内需は単純な二者択一の関係としてではなく、両者を国民生活の維持・向上のための両輪と捉えるべきではないだろうか。

問1 文中の空欄（1～9）を埋めるのに最も適切な語句を次の選択肢（a～m）から選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- | | | |
|---------------|----------|------------|
| a. 管理通貨制度 | b. 金本位制 | c. 金融緩和 |
| d. 金融引き締め | e. 為替レート | f. IMF |
| g. ブレトン・ウッズ体制 | h. 所得税減税 | i. 信用創造 |
| j. 自由貿易協定締結 | k. 資本注入 | l. ブロック経済化 |
| m. 預金準備率 | | |

問2 下線部Aに関して、下記の文章の空欄（ア～ウ）を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

一国の金融危機が金融市场を通じて、他国の企業活動に大きな影響を与える経路は、次の3つに整理することができる。

第一は、金融機関が危機発生国の資産を保有しており、それが不良債権化するために、ア が慎重になるという直接的な経路。

第二は、各国の投資家が将来の経済見通しの悪化などを背景に、リスクを避けようとし、企業のイ や株式などによる資金調達が困難になるという経路。

第三の経路は、株価下落の金融機関への影響。金融機関の保有する株式の価格下落によって、自己資本が減少すると、ウのもとで金融機関からの貸出が抑制される、というものである。

問3 下線部Bに関して、その原因として適切であるとはいえない説明を次の選択肢(a～e)から2つ選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- a. 欧米主要国に比べ、日本の輸出の減少幅が大きく、それによるGDPの押し下げが大きかった。
- b. 欧米主要国に比べ、日本の輸入の減少幅が小さく、それによるGDPの押し下げが大きかった。
- c. 輸出に占める自動車、IT製品の割合が高い国ほど、輸出の減少幅が大きかった。
- d. 為替レートが円安方向に推移した。
- e. 輸出相手国の内需の減少率が大きかった国ほど、輸出の減少幅が大きかった。

問4 下線部Cに関して、これらの政策の副作用について、例を1つ挙げなさい。

問5 下線部Dに関して、下記の文章の空欄(あ～き)を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

リーマンショック後、貿易・サービス収支は、約半年間赤字に転じたが、輸出の持ち直しによって黒字に戻り、2009年末にかけて黒字幅は緩やかに拡大した。このうち、あ、い等からなるサービス収支は、受け払いとともに減少するなかで、赤字幅が縮小した。また、うの黒字幅は、リーマンショック後に縮小した。なかでも、海外投資によるえは、金利低下による利子の受け取り、企業業績悪化による配当金の受け取りの減少を主因に、黒字が縮小した。なお、日本での景気後退により、外国人労働者の本国への送金減少などによりおの赤字が縮小した。

一方、資本収支は2008年から2009年にかけて、かと証券投資は、と

もに赤字（流出超）幅が縮小した。このうち、日本への株式投資は世界的な金融経済危機の中で、2008年に6年ぶりの流出超となったが、2009年第2四半期には世界の金融市场の安定化への期待を背景に、小幅ながら流入超に転じた。なお、国際収支統計においては、誤差脱漏を除くと、

$$\text{経常収支} + \text{資本収支} + \boxed{\text{き}} \text{ 増減} = 0$$

という関係が常に成り立っており、日本は2008年、2009年ともに、資本収支の赤字と き の増加を通じて、経常収支の黒字相当額を海外に還流させた。

問6 下線部Eに関して、1986年に、経常収支黒字の縮小に向けて、内需拡大の重要性を説いた報告書の名前を答えなさい。



